明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第一項の規定に基づき、同項第五号に該当するものである旨の通知をした件
（厚生労働・経済産業・環境省）　一

〔資　料〕
国庫歳入歳出状況（平成二十四年度平成二十五年五月分）、（平成二十五年度平成二十五年五月分）（財務省）　三

〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　一九
裁判所
破産、免責、再生関係　二三
特殊法人等
住宅金融支援機構平成二十四事業年度財務諸表、平成二十四事業年度決算等（預金保険機構・銀行等保有株式取得機構・全国商工会連合会）、東日本高速道路株式会社工事開始、中日本高速道路株式会社工事区間変更、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記関係　二四
地方公共団体
行旅死亡人関係　二八
会社その他
会社決算公告　二八

告示

厚生労働省
経済産業省告示第三号
環境省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十九号）第二条の規定による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第四条第一項の規定に基づき、次に掲げる新規化学物質が同項第五号に該当するものである旨の通知をしたので、同条第四項の規定に基づき、その名称を公示する。

平成二十五年七月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第39号）第2条の規定による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第4条第1項の規定に基づき、同項第5号に該当するものである旨の通知をしたもの

通し番号	整理番号
6509	(7)—3110
重縮合物と2—（クロロメチル）オキシランの反応生成物（分子構造中のオキシラン環の含有率が18%以下のものに限る。）	
6510	(7)—3111
{[α—（1—（アリルオキシ）—3—{[アルキル（C=10～14、分枝型）]プロパン—2—イル}—ω—ヒドロキシポリ（オキシエチレン）]を主成分とする、[アルカノール（C=10～14、分枝型）と2—[（アリルオキシ）メチル]オキシランの反応生成物]のオキシラン重付加物}のナトリウム塩	
6511	(5)—6965
2，2，3，3—テトラフルオロキセタン	
6512	(6)—3084
アクリロニトリル・ブタ—1，3—ジエン・2—メチリデンコハク酸・スチレン共重合物（架橋構造）（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1%以下であるものに限る。）	
6513	(6)—3085
アクリルアミド・アクリル酸・アクリロニトリル・ブタ—1，3—ジエン・2—メチリデンコハク酸・メチル=メタクリラート・スチレン共重合物（架橋構造）（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1%以下であるものに限る。）	
6514	(7)—3112
6，6′—（エチレンジオキシ）ジ—2—ナフトエ酸・エチレン=グリコール・ナフタレン—2，6—ジカルボン酸重縮合物（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）	
6515	(7)—3113
6，6′—（エチレンジオキシ）ジ—2—ナフトエ酸・エチレン=グリコール・テレフタル酸重縮合物（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）	
6516	(7)—3114
ブタン—1，4—ジオール・エチレンジアミン・2—エチル—2—（ヒドロキシメチル）プロパン—1，3—ジオール・α—ヒドロ—ω—ヒドロキシポリ（n=5～50）（オキシブタン—1，4—ジイル）・3—ヒドロキシ—2—（ヒドロキシメチル）—2—メチルプロパン酸・5—イソシアナト—1—（イソシアナトメチル）—1，3，3—トリメチルシクロヘキサン・水重付加物（水及び酸に不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1%以下であるものに限る。）	
6517	(7)—3115
ヘキサン—1，6—ジイルジアミン・α—ヒドロ—ω—ヒドロキシ—2—（n=5～50）[オキシ（メチル—1，2—エチレン）]・3—ヒドロキシ—2—（ヒドロキシメチル）—2—メチルプロパン酸・5—イソシアナト—1—（イソシアナトメチル）—1，3，3—トリメチルシクロヘキサン・α，α′—{(プロパン—2，2—ジイル)ビス[ω—（4—フェニレンオキシ）]}・α，α′—{(プロパン—2，2—ジイル)ビス[ω—ヒドロキシ（4—フェニレン）]}・水重付加物（水及び酸に不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1%以下であるものに限る。）	

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可